

空き家を取得して、 鳥羽市に住みませんか！

地域創生課地域連携係 TEL 25-1227



鳥羽市定住促進事業補助金

市内に所在する空き家の有効活用および流通促進を図るとともに、鳥羽市への定住促進を目的とし、市内に所有する空き家を住居として取得し、空き家の改善およびリフォームに要する経費の一部を補助します。
※空き家とは本市に所在する居住用建築物であって、現に一年以上居住または使用がなく、今後も従前の用途に供される見込みのないものを空き家という。

補助金対象事業

●空き家改築（新築も対象）

空き家を取得してから1年を経過していないもので、居住を目的に行う当該空き家の改築が対象です。

※改築とは、空き家の主要構造部(柱・床・はり・屋根・階段)を含む大規模な改修工事、または当該空き家を除却したうえで同一敷地内に居住用建築物を新築する建て替え工事をいう。

●空き家リフォーム

空き家を取得してから1年を経過していないもので、居住を目的に行う当該空き家のリフォームが対象です。

※リフォームとは、空き家の内外装、設備などの更新または修繕を行う工事で改築に該当しないものとする。

交付対象者

次の要件をすべて満たすもの

- 申請日からさかのぼって1年以内に売買契約または譲渡により空き家を取得したもの。（空き家の売買または譲渡の相手方が申請者の3等身以内の親族でないこと）
- 当該年度の3月31日までの間に対象事業を完了し、住民として住民基本台帳に記録されていること。
- 補助金の申請時において、本人または対象住宅に居住するもののいずれかが満50歳以下であること。
- 市税並びに使用料および手数料、そのほか市に対する債務に滞納がないこと。

補助金の額

- 空き家改築 補助対象経費の2分の1 **最大40万円**
- 空き家リフォーム 補助対象経費の3分の2 **最大15万円**

鳥羽市空き家活用型定住促進事業補助金

鳥羽市への定住を促進することを目的として市内に所在する空き家の家財撤去および不動産登記手続に必要な経費の一部を補助しています。

補助金の対象となる空き家は、鳥羽市空き家バンクに登録のある物件または空き家バンクに登録しようとする物件です。

補助金対象事業

- 空き家内に残存する家財道具の撤去
- 相続登記、表示登記、その他における司法書士などへの委託

補助金対象空き家 次の要件を満たすもの

- 関係職員による空き家調査を実施し、利活用が可能で流通の見込みがあると判断された空き家であること。
- ※補助金の交付後、速やかに鳥羽市空き家バンクへ掲載し公開する必要があります。

補助金の額

- 家財撤去
補助対象経費の2分の1
最大5万円
- 不動産登記手続
補助対象経費の2分の1
最大5万円